川崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、川崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき川崎市高等職業訓練促進給付金等事業（以下「事業」という。）を実施する場合の取扱いについて定め、事務の適正化を図ることを目的とする。

（母子・父子自立支援プログラム策定）

第２条　要綱第８条の規定に基づく母子・父子自立支援プログラム策定にあたっては、給付金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）の養成機関における単位の取得状況等を的確に把握し、当該資格の取得見込みを確認するとともに、生活状況について聴取するなどし、支給の必要性についても十分に把握することとする。

２　高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）受給中の養成機関在籍確認については、出席状況に関する報告を書面等で定期的に求めることの了解を得ることとする。

（給付金申請の際の添付書類について）

第３条　要綱第９条２項の規定に基づく添付書類について、配偶者のない女子または男子で現に児童を扶養していることの確認については、現に児童扶養手当を受給している者からの申請であれば、その証書の写しにより、戸籍謄本の提出を省略できるものとする。

２　児童扶養手当証書の写しが無い場合には、戸籍謄本及び世帯全員の住民票、非課税証明を求めるものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略することができる。

（受給要件の審査）

第４条　要綱第１２条の規定に基づく審査に当たっては、毎月１回前月末日までの支給申請者について遅滞なく審査会を開催し、別表に定める基準に基づき支給の可否を決定する。

２　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成２３年法律第４７号）第７条第１項に定める求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第２４条に定める訓練延長給付、雇用保険法附則第１１条の２に定める教育訓練給付制度における教育訓練支援給付金等、事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、事業の対象とならない。なお、教育訓練支援給付金及び訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかの受給を選択することができる。

３　雇用保険の教育訓練給付制度のうち、雇用保険法第６０条の２に定める一般教育訓練に係る教育訓練給付金又は専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受ける場合であっても、訓練促進給付金の支給は可能とする。

（母子福祉資金及び父子福祉資金貸付との併用）

第５条　市長は、支給申請者の状況に応じて、訓練促進給付金の支給と母子福祉資金及び父子福祉資金の貸付の併用を認めることとする。この場合において、母子福祉資金及び

父子福祉資金の貸付は必要最小限とする。

（休学の取扱い）

第６条　訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月（休学を始めた日が月の初日の場合は、その日の属する月）から、復学の日の属する月の前月（復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月）までの間につき、訓練促進給付金を支給しないこととする。

２　休学した者が復学した場合には、受給資格等の支給要件を確認の上、訓練促進給付金の支給を再開することができる。この場合において、休学により訓練促進給付金を支給しなかった期間は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令第２２４号）第２８条第４項に規定する修業する期間に含めないものとする。

（訓練促進給付金の支給の差止め）

第７条　要綱第１３条第１項に規定する在籍証明書の提出又は出席状況の報告及び取得単位証明書の提出の時期は、訓練促進給付金の支給決定時に市長が指定する月の末日までとする。

２　要綱第１３条に規定する書類の提出が確認できない場合は、市長は、受給者に対しての予告なしに支給を一時的に差し止めることができる。

（給付金の返還の特例による免除）

第８条　要綱第１７条第２項に規定するやむを得ない事情と市長が特に認めた場合とは、おおむね次に掲げる場合をいう。

（１）地震、火災等の受給者本人の意思によらない自然環境的な事情により、修業を継続することが困難であると認められた場合

（２）受給者の親族の死亡等の周囲の環境の変化により、修業を継続することが困難であると認められた場合

（３）事故・病気等により受給者本人の健康状態の変化により、修業を継続することが困難であると認められた場合

２　市長は、受給者に対し、前項に定める要件に該当するかどうかを判断するために、必要に応じて証明書類の提出を求めることができる。

附　則

この要領は、平成１７年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２０年９月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２３年７月１日から適用する。

附　則
この要領は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則
この要領は、平成２５年４月１日から適用する。

附　則
この要領は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則
この要領は、平成２６年１０月１日から適用する。

附　則
この要領は、平成２９年７月１８日から施行する。

附　則
この要領は、令和４年３月２３日から施行する。

別表　受給要件の審査基準（第４条関係）

区分番号	項　目	内　　容
1	世帯所得	申請日の属する年度（申請日の属する月が４月から７月までの場合にあっては、前年度）の本人及び同居親族の合計所得金額の合計額と要綱第９条第２項第１号イに定める養育費に関する申告書（様式第１号の３）により申告のあった養育費とを合算した額の少ない者から支給を可とする。
2	家庭状況(1)	「家庭状況に関する申告書（要綱様式第１号の４）」に基づき、６５歳未満の同居の親族による子育て支援を有しない者から支給を可とする。
3	家庭状況(2)	「家庭状況に関する申告書（要綱様式第１号の４）」に基づき、６５歳以上の同居の親族又は近隣(半径１キロ未満)に居住する親族からの子育て支援を有しない者から支給を可とする。
4	子の数(1)	中学校卒業前までの子の数の多い者から支給を可とする。
5	子の数(2)	２０歳未満の子の数の多い者から支給を可とする。